

令和3年度



三次市水道事業会計予算

三 次 市

議案第9号

令和3年度三次市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度三次市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 19,650戸 |
| (2) 年間総給水量 | 4,522,644 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 12,391 m ³ |
| (4) 建設改良費 | 843,146千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	收	入
第1款 水道事業収益		1,803,396千円
第1項 営業収益		1,071,510千円
第2項 営業外収益		731,836千円
第3項 特別利益		50千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,751,783千円
第1項 営業費用		1,676,666千円
第2項 営業外費用		73,616千円
第3項 特別損失		501千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額629,259千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,623千円、過年度分損益勘定留保資金521,085千円及び当年度分損益勘定留保資金51,551千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	792,579 千円
第1項 企 業 債	421,200 千円
第2項 工 事 負 担 金	2,000 千円
第3項 補 助 金	187,329 千円
第4項 出 資 金	173,050 千円
第5項 補償金及び負担金	9,000 千円
支	出
第1款 資本的支出	1,421,838 千円
第1項 建 設 改 良 費	843,146 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	578,092 千円
第3項 予 備 費	600 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業業務等委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
浄水場等運転管理業務委託に要する経費	契約に定める期間 (3年を限度とする)	契約に定める額
水道施設災害復旧事業に要する経費	令和3年度から 令和4年度まで	5,000 千円
水質の維持管理に要する経費	令和3年度から 令和4年度まで	契約に定める額
設備点検、保安管理業務委託に要する経費	令和3年度から 令和4年度まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

水道施設整備事業	413,700 千円	証書借入	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債に借換えをすることができる。
現年災害水道施設復旧事業	7,500 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 109,817千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、340,855千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、8,925千円と定める。

令和3年2月26日提出

三次市長 福岡誠志